

監査報告書

平成26年5月26日

公益財団法人私立大学退職金財団
理事長 福井直敬 殿

公益財団法人私立大学退職金財団

監事(自筆) 赤松 徹真 ㊟

赤松 徹真

同 小田 一幸 ㊟

小田 一幸

同 原田 博史 ㊟

原田 博史

私たち監事は、平成25年度(平成25年4月1日から平成26年3月31日まで)における事業報告等、財務諸表等及び理事の職務執行状況の監査を行いましたので、次のとおり報告いたします。

1. 監査方法及びその内容

各監事は、当年度の会計監査及び業務監査の実施計画を定め、理事及び使用人等と意思疎通を図り、情報の収集及び監査の環境の整備に努めるとともに、理事会その他重要な会議に出席し、理事及び使用人等からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求め、重要な決裁書類等を閲覧し、業務及び財産の状況を調査いたしました。また、会計監査人と関係を保ち、会計監査人から監査結果について報告及び説明を受け、これを活用して自ら監査結果の達成に努めました。なお、会計監査人から「職務の遂行が適正に実施されることを確保するための体制」を整備している旨の通知を受け、必要に応じて説明を求めました。

以上の方法に基づき、当該事業年度に係る事業報告等(事業報告及びその附属明細書)について検討いたしました。さらに、会計帳簿又はこれに関する資料の調査を行い、当該事業年度に係る財務諸表等(貸借対照表、正味財産増減計算書、キャッシュ・フロー計算書、これらの附属明細書及び財産目録)について検討いたしました。

2. 監査意見

- (1) 事業報告等(事業報告及びその附属明細書)は、法令及び定款に従い、法人の状況を正しく示しているものと認めます。
- (2) 理事の職務の執行に関する不正の行為又は法令若しくは定款に違反する重大な事実は認められません。
- (3) 財務諸表等(貸借対照表、正味財産増減計算書、キャッシュ・フロー計算書、これらの附属明細書及び財産目録)は、法人の財産及び損益の状況をすべての重要な点において適正に示しているものと認めます。
- (4) 会計監査人の監査の方法及び結果は、相当であると認めます。

以上